

承認第1号

専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月10日提出

愛西市長 日永貴章

提案理由

農業集落排水使用料滞納者への支払い督促に対して、分割納入を求める適法な督促異議申し立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続きへ移行され、速やかに民事訴訟の手続きに入らなくてはならない為、訴えの提起と分納で和解する事に対して、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものである。



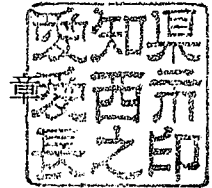
専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙3件の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、適法な督促異議申し立てが出された為、訴えの提起をすることについて、専決処分する。

平成25年5月22日 専決

愛西市長 日 永 貴



専決第1号別紙

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対しての異議申立者

| 番号 | 住所 | 氏名 | 滞納の期間 | 滞納金額 |
|----|--------------------------|----|-------------------|----------|
| 1 | 個人が特定される情報については掲載していません。 | | H21年8月～ H25年1月 | 145,022円 |
| 2 | 個人が特定される情報については掲載していません。 | | H16年4月～ H20年3月 | 205,010円 |
| 3 | 個人が特定される情報については掲載していません。 | | H20年4月～ H25年1月 | 222,146円 |



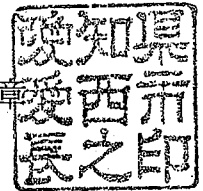
専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙3件の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、分割払いの希望が出された為、和解をすることについて、専決処分する。

平成25年5月22日 専決

愛西市長 日 永 貴 章



専決第2号別紙

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対するの異議申立者

| 番号 | 住所 | 氏名 | 滞納の期間 | 滞納金額 |
|----|--------------------------|----|-------------------|----------|
| 1 | 個人が特定される情報については掲載していません。 | | H21年8月～ H25年1月 | 145,022円 |
| 2 | 個人が特定される情報については掲載していません。 | | H16年4月～ H20年3月 | 205,010円 |
| 3 | 個人が特定される情報については掲載していません。 | | H20年4月～ H25年1月 | 222,146円 |

訴訟遂行の方針

相手方から分割払いの申立があり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。